

NC400 パートナー取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋城の魅力向上や名古屋城本丸御殿（以下「本丸御殿」という。）復元プロジェクトの一層の推進を図るため、名古屋城に関連した様々な事業に広く参画・協働する企業・団体をNC400 パートナー（以下「パートナー」という。）と定め、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴ・マークの取扱い)

第2条 パートナーがロゴ・マークを使用する場合の取扱いについては、本丸御殿復元気運盛り上げのためのロゴ・マーク（以下、「ロゴ・マーク」という。）取扱要綱（以下、「ロゴ・マーク取扱要綱」という。）によるものとする。

(参画・協働)

第3条 企業・団体が参画・協働できる事業は以下の各号に定めるとおりとする。

(1) 協賛

春まつり・秋まつり等イベントのスポンサー、企業誌等での特集

(2) ボランティア

翻訳作業、城内清掃・除草作業

(3) 事業参加

独自・協働での城内イベントの実施（名古屋城の歴史・文化をPRできるものに限る）

(4) 物品支援

企業等による自社製品の提供

(5) 商品開発

ロゴ・マークを活用した商品開発・販売

(6) 広告

チラシ等への広告、ウェブサイト上のバナー広告

(7) 寄附

施設整備等への金銭による支援（名古屋城整備基金・本丸御殿積立基金）

(8) その他

名古屋城の魅力向上や本丸御殿復元プロジェクトの一層の推進となる取り組み

(パートナー対象企業・団体)

第4条 パートナーとなることができる企業・団体は、ロゴ・マーク取扱要綱

第3条に規定する使用対象者と同様とする。ただし、名古屋市広告掲載基準第2条に規定する規制業種又は事業者を除く。

(パートナー申請)

第5条 パートナーになろうとするものは、申請書(様式第1号)に必要事項を記入したうえ、企業・団体の概要(任意様式)を添付して名古屋市長(以下、「市長」という。)に申請するものとする。

2 前項の申請書は、観光文化交流局名古屋城総合事務所(以下、「事務所」という。)を経由して提出するものとする。

3 第1項の申請にあたっては、当該申請事業の実施が名古屋城の施設管理上支障とならないよう、あらかじめ事務所と調整を行うものとする。

(承認・協定)

第6条 市長は、前条に定める申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、条件を付して承認書(第2号様式)を交付するものとする。ただし、審査のために必要と認めるときは、活動内容や規約等について書面の提出を求めることができるものとする。

2 申請内容が長期・多岐に渡る場合には、協定又は覚書を締結することができる。この場合には、承認書の交付を行わないものとする。協定又は覚書の締結に係る具体的な連携や協力の内容については、申請書に基づき、名古屋市(以下「本市」という。)とパートナーが協議して決定するものとする。

(その他)

第7条 前条の協定又は覚書については、本市がパートナー以外の企業・団体から支援を受けること、及びパートナーが本市以外の地方公共団体を支援することを妨げるものではない。ただし、本市はパートナーと同業種企業・団体からの支援で、パートナーの支援内容と関連するものがあつた場合には配慮するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月4日から施行する。

(様式第 1 号)

NC400 パートナー申請書

平成 年 月 日

(宛先) 名古屋市長

所在地

名 称
(ふりがな)
代表者氏名 印
生年月日 年 月 日
責任者氏名 印

NC400 パートナーとして活動を行いたいので以下のとおり申請します。

名称 (事業・イベント名等)
期間 (開催日時等)
内容 (具体的に)

添付資料 企業・団体の概要

※本丸御殿復元気運盛り上げのためのロゴ・マーク取扱要綱第 3 条第 3 号の規定に該当するときは、申請を承認しません。また、承認後にその旨が判明したときは、承認を取り消すことがあります。上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

(様式第2号)

NC400 パートナー承認書

第 号
年 月 日

様

名古屋市長 河村 たかし

年 月 日付で申請のあった NC400 パートナーについては、次の条件を付して承認します。

名 称
期 間
条 件 1 公序良俗に反して事業を展開してはならない。 2 NC400 パートナー取扱要綱、関係法令、その他要綱等を遵守すること。